

令和7年度香川県観光マーケティング調査（観光実態調査）業務仕様書

1 目的

平成21年12月に観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」に基づく「観光地点パラメータ調査（香川県内の観光地点10地点以上を訪れた観光客を対象に、訪問地点数、観光消費額単価等について調査するもの。）」を実施するとともに、従前から実施してきた県独自の「観光地アンケート調査」を同時に実施し、令和7年度の香川県観光客の現状と課題を明らかにする。

2 調査内容

(1) 観光地点パラメータ調査【ヒアリング形式によるアンケート調査】

①調査項目

「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき、他都道府県と比較できる基礎データを得る。

（共通基準 調査要領） <https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001741082.pdf>

- i 居住地（都道府県・国別）
- ii 性別・年代
- iii 日帰り・宿泊の別、宿泊先種別
- iv 旅行目的
- v 同行者数
- vi 行先観光地訪問回数
- vii 香川県訪問回数
- viii 今旅行での既訪問（県内）観光地及び利用交通機関、今後訪問予定観光地
- ix 県内客・県外客別、宿泊客・日帰り客別消費額
- x 県内客・県外客別1人当たり平均訪問都道府県数

②調査対象 県内観光地を訪れる観光客（県内・県外および外国人を含む）

③調査地点 下記10地点

- ・高松地区 … 屋島山上、栗林公園、海の駅「なおしま」
- ・東讃地区 … 讃州井筒屋敷
- ・小豆島 … 寒霞溪、オリーブ公園
- ・中讃地区 … 金刀比羅宮、ニューレオマワールド、四国水族館
- ・西讃地区 … 父母ヶ浜

④調査方法 調査員による対面聞き取り方式によるアンケート調査（外国人を含む）

※調査票は、「観光入込客統計に関する共通基準」の標準様式を基本とし、日本語版、英語版、中国語（簡体字）版、中国語（繁体字）版、韓国語版の計5種類の作成を行うこと。

(2) 観光地アンケート調査

①調査項目

（1）の調査項目以外で、令和7年度における香川県観光の実態を数値として把握できるデータを得る。

②調査対象 （1）と同じ

③調査地点 （1）と同じ

④調査方法 （1）と同じ

※調査票は、別紙Aを基本とし、パラメータ調査票との重複質問を除く。

※外国人の自由回答は、日本語への翻訳を行うこと。

3 調査実施期間

(1) 観光地点パラメータ調査

11月の休日のうちの1日実施（11月23日を希望）

※県内すべての調査地点を同日に実施することを原則とする。

※観光入込客の平均的な訪問地点数、観光消費額単価が把握可能と考えられる日を選定する。ただし、正月・GW・盆の期間中は除く。

(2) 観光地アンケート調査

(1) による調査同日に実施することを原則とする。

※いずれの調査においても、国内情勢の変化等により調査日の変更を依頼することがある。

4 必要サンプル数及び実施体制について

(1) 観光地点パラメータ調査 3,000サンプル以上（同行者含む）

(2) 観光地アンケート調査 500サンプル以上（同行者含まず）

※いずれの調査も、各調査地点における出現率に応じた外国人のサンプル数を確保するよう努め、必要な外国人サンプル数を確保できるよう、調査員を配置すること。

(3) 観光地点パラメータ調査、観光地アンケート調査の両調査において、栗林公園、直島、寒霞溪、オリーブ公園、金刀比羅宮の5ヵ所においては、1回の調査につき上記サンプル数のうち外国人を10サンプル以上確保すること。

※1回の調査で必要なサンプル数を確保できなかった場合は、香川県観光協会と協議の上、別日に追加調査を実施するなど、柔軟に対応すること。

5 調査結果データなどの提出期限

(1) 観光地点パラメータ調査 調査結果データ：令和8年2月27日（金）

※別に用意する「推計支援ツール」へのデータ反映

(2) 観光地アンケート調査 令和8年2月27日（金）

○調査(1)(2)を併せて、下記8の構成により紙媒体を2部及びデータをCD-ROMで提出。

○調査（最終）報告書：令和8年2月27日（金）

6 契約限度額

4,700千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

7 成果物

(1) 観光地点パラメータ調査 調査結果データ、観光データ分析結果についての報告書（過去の調査結果と比較できるもの。また、県内観光客、県外観光客及び県外観光客のうち外国人観光客について比較できるもの。）

(2) 観光地アンケート調査 (1)に同じ

※いずれかの調査において、有効な回答と判断されなかったデータについても、調査結果データとは別に提出すること。

8 成果物の構成

I 調査概要

II 観光マーケティング調査（観光実態調査）の結果概要 （※調査票による調査内容に準拠する。）

- (1) 観光客のプロフィール
 - ① 性別・年齢
 - ② 居住地
 - ③ 香川県への来訪経験
- (2) 香川県観光の動機
 - ① 香川県選択理由
 - ② 今回の観光に際して参考にした情報媒体
- (3) 香川県への観光実態
 - ① 観光日程
 - ② 旅行のタイプ
 - ③ 同伴者
 - ④ 立ち寄った県内の観光地
 - ⑤ 県外観光地の立ち寄り状況
 - ⑥ 香川県内での一人当たりの消費金額
 - ⑦ 讃岐うどんの飲食状況
- (4) 香川県を観光しての印象
 - ① 香川県観光の満足度
 - ② 香川県を観光してよかった点、よくなかった点
 - ③ 香川県への再来訪意向
 - ④ 香川県観光の魅力
 - ⑤ 香川県観光についての期待や要望
- (5) 満足度、再来訪意向向上のための重要要素
 - ① 各観光地での香川県観光の「満足度」と「再来訪意向」の現状
 - ② 満足度、再来訪意向と香川県観光の魅力

Ⅲ 分析について

- 9 担当者 公益社団法人 香川県観光協会 渡邊、山下
〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号（東館5階、交流推進課内）
電話：087-832-3389 FAX：087-806-0201
メール：kouryu@pref.kagawa.lg.jp
- 10 再委託の禁止
 - (1) 受託者は、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
 - (2) 受託者は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性その他香川県観光協会が必要とする事項を記載した書面を香川県観光協会に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
 - (3) 受託者は、前項の規定により香川県観光協会の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により受託者が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。
- 11 その他
 - (1) 受託者は、業務着手前に業務工程表を作成し、提出すること。

- (2) 受託者は、香川県観光協会から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに香川県観光協会と協議を行い了解を得ること。業務については香川県観光協会と常に協議をしながら進めるものとし、当初の提案から変更等が生じることをあらかじめ了承し、契約金額に支障をきたさない範囲で弾力的な対応をとること。
- (4) 受託者は、本業務によりなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (5) 本調査の質問項目等を含めて、調査内容の詳細については香川県観光協会と十分に協議を行ったうえで、決定・実施すること。
- (6) 天災その他経済情勢の激変等により、事業が中止となった場合や業務の完了に影響が出た場合は、別途変更契約を締結し、業務が完了した部分の経費を上限（但し、契約額以内で、香川県観光協会が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。